

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 消費税法憲法違反請求控訴事件

国側当事者・国

令和6年7月10日棄却・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和6年2月1日判決、本資料274号・順号13934)

判 決

控訴人(原審原告)	甲
被控訴人(原審被告)	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	富岡 潤
同	羽部 陽介
同	戸田 行重
同	田名後 正範
同	佐藤 栄祐
同	山代 裕也

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 消費税法は、憲法に違反している税法であることを確認する。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、60万8000円を支払え。

第2 事案の概要等

- 1 本件は、控訴人が、新宿税務署に対し、令和4年分の消費税60万8000円を納付したことに関して、消費税法が憲法31条、14条、25条、29条に違反するから、国民には消費税法に規定された税額を支払う義務はないところ、税務職員による違法な事務処理の結果、控訴人に上記同額の損害を加えた旨を主張して、被控訴人に対し、消費税法が憲法に違反している税法であることを確認することを求める(以下、この請求を「請求①」という。)とともに、国家賠償法1条1項に基づき、上記60万8000円の支払を求める(以下、この請求を「請求②」という。)事案である。

原審は、請求①に係る訴えを却下し、請求②を棄却する判決をしたため、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 前提事実(当事者間に争いが無い事実又は後掲証拠により容易に認められる事実)

- (1) 控訴人は、令和5年3月31日、新宿税務署長に対し、令和4年1月1日から同年12月

31日までの課税期間に係る消費税等の確定申告書を提出した。同書面には税額として60万8000円と記載されていた。(乙1)

(2) 控訴人は、令和5年4月3日、新宿税務署に対し、令和4年分の消費税等の本税として60万8000円を納付した(甲1)。

3 請求①及び②の当否に関する当事者の主張

次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 当事者の主張」1(1)及び(2)並びに2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決1頁26行目の「違憲確認請求」の次に「(請求①)」を加える。

(2) 原判決2頁1行目の「請求原因」を「控訴人の主張」と改める。

(3) 原判決2頁2行目の「別紙1」を「原判決別紙「訴状」と改め、同頁15行目の末尾を改行して次のとおり加える。

「ウ 被控訴人の主張に対する反論は、原判決別紙「答弁書」に記載のとおりである。」

(4) 原判決2頁16行目の「本案前の答弁」を「被控訴人の主張(本案前の答弁)」と改める。

(5) 原判決3頁5行目の「損害賠償請求」の次に「(請求②)」を加える。

(6) 原判決3頁6行目の「請求原因」を「控訴人の主張」と改める。

(7) 原判決3頁9行目の「別紙1」を「原判決別紙「訴状」と改める。

(8) 原判決3頁26行目の「請求原因に対する認否」を「被控訴人の主張」と改める。

(9) 原判決4頁1行目の冒頭から同頁4行目の末尾までを次のとおり改める。

「前記(1)アは認めるが、前記(1)イ及びウは、いずれも否認し、又は争う。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、請求①に係る訴えは不適法であり、請求②は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

2 請求①の当否について

裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」として裁判所の審判の対象となるのは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に限られるところ、このような具体的紛争を離れて、裁判所に対して抽象的に法令が憲法に適合するかしないかの判断を求めることはできないものというべきである(最高裁昭和27年10月8日大法廷判決・民集6巻9号783頁参照)。

これを本件についてみるに、請求①に係る訴えは、「消費税法は、憲法に違反している税法であることを確認する(前記第1の2)」旨の判決を求めるもので、消費税法が憲法31条、14条、25条、29条に違反することを理由として違憲確認を求めるというものである。そうすると、この訴えは、控訴人に関わる具体的紛争について控訴人の有する権利ないしは法律関係の存否について審判を求めるものではないことが明らかである。そうである以上、請求①に係る訴えは、裁判所に対し抽象的に消費税法が憲法に適合するか否かの判断を求めるものにすぎず、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」には当たらないというほかない。したがって、請求①に係る訴えは不適法というべきである。

3 請求②の当否について

国家賠償法1条1項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいい(最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、同平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7

号2087頁、同平成20年4月15日第三小法廷判決・民集62巻5号1005頁等)、公権力の行使に当たる公務員の行為が同項の適用上「違法」と評価されるためには、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為を行ったと認め得るような事情がある場合であることを要するものと解される(最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁参照)ところ、控訴人の主張を検討しても、単に消費税法が憲法に違反しており、国民は消費税法に規定された税額を支払う義務はないと主張するにとどまり(なお、消費税法が憲法に違反しているか否かについて、裁判所が抽象的に判断する権能を有しないことは、前記2で説示したとおりである。)、控訴人による令和4年分の消費税等の納付に関する事務に従事した新宿税務署の職員(前記前提事実(1)及び(2))において、いかなる職務上通常尽くすべき注意義務を負っていて、かつ、これを尽くすことなく漫然と上記事務を行ったのかについては、具体的な主張立証がないから、新宿税務署の職員が控訴人から令和4年分の消費税等の本税として60万8000円の納付を受けたことについて国家賠償法1条1項にいう「違法」があるとは認められない。

また、控訴人が自ら主張するように、そもそも消費税法に規定された税額を支払う義務がないというのであれば、新宿税務署長に対し納税申告書を提出する義務も、消費税額を納付する義務もなかったことになるが、控訴人は自ら上記申告書を提出し、同書面に記載された税額を納付しており(前記前提事実(1)及び(2))、税務署長に対して更正等の処分を求める旨の請求をした事実も認められないから、税務職員が控訴人に「損害を加えた」ということもできない。

したがって、その余の点を判断するまでもなく、請求②は理由がない。

第4 結論

以上によれば、請求①に係る訴えは不適法であるから、これを却下し、請求②は理由がないから、これを棄却すべきところ、これと同旨の原判決は、結論において相当であって、本件控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 木納 敏和

裁判官 真辺 朋子

裁判官 森 剛